

その他費用の検証結果 (修繕費・支障木伐採委託費・託送料)

第24回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年11月4日



1. 修繕費

2. 支障木伐採委託費

3. 託送料

1 - (2) 塗装費の検証 - 費用増加要因：塗装単価 -

- 各社の塗装周期と塗装単価をもとに算定した鉄塔1基あたりの塗装費用（期待年数は、高経年化設備更新ガイドラインで示されている標準期待年数の120年とする）は以下のとおりであった。
- トップランナーであるC社は、従来より高品質な塗料を使用することにより、従来に比べ単価は上がるものの、塗装周期を延ばすことにより、期待年数を通した塗装費用を抑える工夫を行っていた。他社においてもこうした取組によるコスト削減が可能であると考えられ、また単価を上げつつ塗装周期を伸ばしたC社の単価を超える事業者が複数いる点を鑑み、**C社の単価を超える事業者に対しては、C社単価（5,300円/㎡）による塗装費の計上を求めることとしてはどうか。**

※各社の平仄を合わせるため、鋼管内部塗装及び海峡部は除外し、塗装単価については、塗装資材費、塗装請負費、素地調整費用、養生費、運搬費を対象とした。

会社名	初回塗装 ※鉄塔設置後の 初回塗装周期	再塗装 ※2回目以降 の塗装周期	期待年数 ※高経年化設備 更新ガイドライン	塗装回数 【A】	単価 (円/㎡) 【B】	塗装費用 (円/㎡) 【A】×【B】	備考
A社	30年	20年	120年	5	6,120	30,600	
B社	41年	22年		4	6,970	27,880	鉄塔のボルト取替費用も含まれていたため控除
C社	20年	40年		3	5,300	15,900	高品質塗料採用により再塗装20年→40年
D社	28年	20年		5	3,491	17,455	
E社	40年	20年		4	5,751	23,004	
F社	45年	45年		2	9,777	19,554	高品質塗料採用により再塗装22年→45年
G社	5年	8年		15	3,656	54,840	地理的要因により、他社と比較して塩害による鉄塔劣化が著しいため塗装回数が増加
H社	50年	25年		3	5,685	17,055	
I社	46年	17年		5	3,399	16,995	
J社	39年	24年		4	7,341	29,364	

【事例】期待年数：120年、初回塗装：30年、次回以降の再塗装：20年のケース⇒**塗装回数は5回**



1. 修繕費 塗装費 – 再検証の方針について –

- 塗装費用における監視委事務局の検証方針としては、優れた技術を活用しつつ、ライフサイクルコスト（＝塗装周期あたりのコスト）の抑制を実現している点を重視。
- これについて、各一般送配電事業者が計上した塗装単価のうち、C社については、塗装周期が10社中2位、塗装単価（円/m²）が10社中4位であり、塗装周期を考慮した塗装費用が最も低いことから、本費用におけるトップランナーとして位置づけることが妥当。
- なお、塗装単価差違の要素となり得る、塗料飛散対策の有無（養生など）、旧塗膜・錆除去工程の差違（旧塗装のケレン方法※など）について各一般送配電事業者よりヒアリング等を行っているが、各一般送配電事業者において、養生方法、旧塗膜・錆除去工程に大きな差違は確認されなかった（例えば、塗装工程において、C社でもケレン方法として、3種に比べて単価が高額な2種・2種軽微を採用※）。※ケレン方法、単価については6ページ参照。
- また、C社の塗装周期40年についても、JIS規格に基づく耐候性評価試験をメーカー及び第三者機関（日本塗装検査協会）にて実施し、性能を確認していることに加え、塗りムラ、鉄塔設置箇所環境誤差などを踏まえ、一定の安全率を考慮して設定していることが確認できた。
- 一方で、九州電力送配電からは「送電線が海に近く、紫外線が強い」、北陸電力送配電からは「管内全域での降水が多く、豪雪地である」などの指摘があったが、これら地域のみならず、他地域においてもそれぞれエリアごとに抱える事情があると考えれる。
- 上記を踏まえ、本検証においては、C社の単価を上回る事業者においては、【トップランナー値としてC社の単価5,300/m²×50%】+【エリアごとの環境特性等を加味した激変緩和措置として、各社計上値の×50%】までの計上を認めることとしてはどうか。

【参考】塗装施工状況



施工前



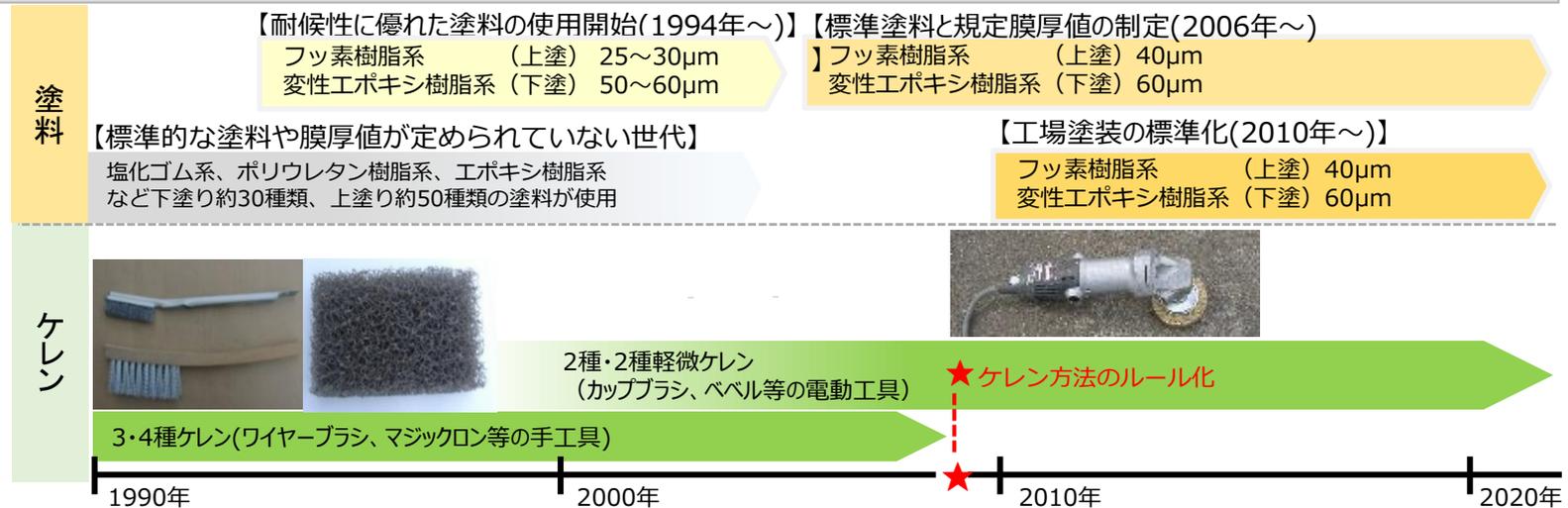
施工後

【出典】有限会社末宗塗装ホームページ

【参考】ケレン方法、単価

1 修繕費－鉄塔塗装【東京】－内訳別増減内容－

- 2000年頃までは様々な塗料が使用されていたが、各塗料の性能を評価し、2006年に上塗りに耐候性の高いフッ素樹脂系塗料、下塗りに防錆性能に優れた変性エポキシ樹脂系を標準化。
- 塗装前のケレン品質管理不十分により早期に塗膜下腐食が発生したことから、2009年以降、劣化部材のケレン方法を標準化。（2種・2種軽微を標準とした）
- 高単価のフッ素樹脂系塗料と確実な腐食部位除去を可能とする2種・2種軽微ケレンの組み合わせにより、**防食効果を最大化**。



【ケレン単価】

電圧(kV)	2種・2種軽微(円/㎡)	3種 単価(円/㎡)	単価差(円/㎡)	備考
500	7,711	5,739	1,972	対象 ・塗装資材費 ・塗装請負費 ・素地調整費用 ・養生費 ・運搬費
275	7,036	5,242	1,793	
154	6,546	4,712	1,834	
66	7,355	5,752	1,603	

【出典】東京電力パワーグリッド説明資料

↑
ケレン種別による単価差

1. 修繕費

2. **支障木伐採委託費**

3. 託送料

2. 支障木伐採委託費 – 主要設備の査定率の適用結果

第23回 料金制度専門会合
事務局提出資料

- 第20回の料金制度専門会合では、参照期間における各一般送配電事業者の実績額に、CAPEXの主要設備における査定率を乗じた額を基本とするとし、さらに収入の見通しへの追加の算入を希望する一般送配電事業者に対しては、支障木伐採委託費の個別の増加要因に対する検証事項に対して重点的に説明を求めつつ、その妥当性について検証を行うこととされた。
- **各一般送配電事業者における参照期間の実績額に主要設備における査定率（※）を乗じた額は以下のとおりである。次回以降にて、個別の増加要因の検証を行いたい。**

※第21回料金制度専門会合 資料5にて算定した査定率を使用。

(単位：百万円)

会社	参照期間 5年計			主要設備 査定率 (D)	査定率適用結果 (E) = C×D	提出額 規制期間5年計 支障木伐採委託費用 (F)	査定額 規制期間5年計 (E) と (F) のい ずれか小さい金 額 (G)	増減 G-F
	委託費計上分 (A)	修繕費計上分 (B)	支障木伐採委託費用 (C) = A+B					
北海道電力NW	16,285	–	16,285	送・変・配電等 の設備毎の査定率	15,788	15,737	15,737	–
東北電力NW	32	63,347	63,379		63,338	65,095	63,338	▲1,757
東京電力PG	–	63,896	63,896		62,591	70,303	62,591	▲7,712
中部電力PG	35,499	–	35,499		35,181	41,565	35,181	▲6,384
北陸電力送配電	8,102	–	8,102		7,923	9,120	7,923	▲1,197
関西電力送配電	58,017	–	58,017		56,785	54,511	54,511	–
中国電力NW	26,499	2,496	28,995		28,221	35,239	28,221	▲7,017
四国電力送配電	113	10,911	11,024		11,030	12,021	11,030	▲991
九州電力送配電	28,832	3,163	31,995		31,423	37,036	31,423	▲5,614
沖縄電力	7	2,452	2,459		2,537	2,674	2,537	▲137

※ 東京については修繕費計上分、東北、中国、四国、九州、沖縄については修繕費と委託費の合計分について記載。

※ 各エリア、参照期間における設備毎の実績額に、設備毎の査定率を乗じた額を、規制期間における各年度の査定額として算出（算出額 > 提出額 の場合は、提出額を上限）。

2. 支障木伐採委託費 – 再検証の方針について –

- **支障木伐採費用における監視委事務局の査定方針**としては、参照期間における各一般送配電事業者の実績額に、CAPEXの主要設備における査定率を乗じた額を基本とすることとし、さらに収入の見通しへの追加の算入を希望する一般送配電事業者に対しては、支障木伐採委託費の個別の増加要因に対する検証事項に対して重点的に説明を求めつつ、その妥当性について検証を行うこととしている。
- このため、今回の検証にあたっては、以下の方針を採ることとしてはどうか。

【①伐採対象物量の増加】

⇒追加算入の希望に対しては、**伐採対象物量の増加について巡視・点検結果に基づき見積りをしているもの**、森林法改正による自治体への伐採後の状況報告に必要な調査費用や鳥獣保護法の特別保護地区における伐採届出に必要な生態系調査費用など**法令に基づき発生する費用**、**レジリエンス強化のため自治体と連携して実施する費用**などについて、**合理的な説明があった場合には認めること**としたい。

【②労務費単価の増額】

⇒**労務費の単価アップ**については、既にCAPEXの査定率が適用されていることを踏まえ、**認めないこと**とする。

- 以上の査定方針に基づき、個別に増加要因の検証を行った結果を次ページ以降で整理した。

2. 支障木伐採委託費 – 再検証結果 – 1/3

- 査定方針に基づき、個別に増加要因の検証を行った結果については以下のとおり。

(単位：百万円)

会社	提出額 (A)	査定額 (B)	増減 (C)=B-A	追加額 (D)	再検証額 (E)=C+D	個別の増加要因	検証結果
北海道電力NW	15,737	15,737	—	—	—	—	—
東北電力NW	65,095	63,338	▲1,757	+1,716	▲41	<p>●送電 +3.5億円/年 【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1方向1回線送電線のレジリエンス強化のための伐採+3.7億円/年 ⇒2018年度より施行的に線下樹木を中心とした伐採に変更したが、2020年度に発生した大雪により、1方向1回線送電線に倒木範囲樹木が倒れ込み長期間の停電が発生したため安定供給・レジリエンス強化の観点から、接近木伐採については1方向1回線送線の倒木範囲の伐採を計画。 	送電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。
東京電力PG	70,303	62,591	▲7,712	+6,407	▲1,305	<p>●送電 +4.7億円/年 【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリレーザー計測による接近樹木離隔調査の実施 +5億円/年 ⇒2019年度からヘリレーザー計測による接近樹木の離隔調査の実施導入により、目測計測に比べて精度が向上し従来検出困難であった離隔不足が検出可能となり対象樹木が増加。 ヘリレーザー計測により現地調査（人対応）の省略化を図る。 <p>●配電 +8.1億円/年 【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジリエンス強化対策のための伐採径間数の増 +8億円/年 ⇒レジリエンス強化対策として、2019年度より根切や芯止め等の広範囲伐採を、国、地方公共団体との協議に基づき実施。 	送電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。 配電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。
中部電力PG	41,565	35,181	▲6,384	+6,066	▲318	<p>●送電 +5.1億円/年 【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線地上高が高い設備の線下伐採の増 +5.1億円/年 ⇒1976年以降に建設された電線地上高が高い設備の線下伐採（高樹高・大径木）を実施、伐採単価が高額となり、伐採費用は過去実績と比べて増加。 <p>●配電 +7億円/年 【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電および未管理森林増による伐採量の増加 +7億円/年 ⇒山間地付近での太陽光発電による配電設備数増加により伐採管理径間が増加、および、管理されていない森林の増加などにより1径間あたりの伐採量が増加。 	送電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。 配電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。

2. 支障木伐採委託費 – 再検証結果 – 2 / 3

- 査定方針に基づき、個別に増加要因の検証を行った結果については以下のとおり。

(単位：百万円)

会社	提出額 (A)	査定額 (B)	増減 (C)=B-A	追加額 (D)	再検証額 (E)=C+D	個別の増加要因	検証結果
北陸電力 送配電	9,120	7,923	▲1,197	993	▲204	<p>●送電 +0.4億円/年</p> <p>【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法改正による造林後の現地確認費用の発生 +0.3億円/年 ⇒<u>法改正から5年後にあたる2022年度から新たに発生</u>するもの。 ・伐採工事場所周辺の生態系調査費用の増 +0.1億円/年 ⇒<u>2019年度頃より自治体からの求めにより、報告対象箇所を拡大。</u> <p>【②労務単価の増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参照期間における伐採労務費単価の上昇+0.05億円/年 ⇒規制期間の見積りにおいては、至近実績単価を採用。 <p>●配電 +1.6億円/年</p> <p>【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の発生を踏まえた伐採径間数の増 +1.2億円/年 ⇒北陸エリアにおける2018年度の雪害や、「電力レジリエンスWG」で伐採の強化について議論されたことを踏まえ、樹木倒壊による長時間停電を防止するために伐採対象範囲を拡大するもの。 ・自治体と連携した事前伐採の実施 +0.4億円/年 ⇒樹木倒壊による孤立集落対策を自治体と共同で実施。 	<p>送電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断し、②労務単価の増額については検証方針を踏まえ認めない。</p> <p>配電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p>
関西電力 送配電	54,511	54,511	—	—	—	—	—
中国電力 NW	35,239	28,221	▲7,017	2,250	▲4,767	<p>●送電 +5.9億円/年</p> <p>【②労務単価の増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費単価見直しによる増 +5.9億円/年 ⇒2012年度より単価を横置き、<u>契約先3社(全38社)から単価改定の申し入れがあり2021年度の労務費等を踏まえた単価で算出</u>により費用が増加。(伐採規模は同程度) <p>●配電 +6.6億円/年</p> <p>【①伐採対象物量の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジリエンス強化を目的とした事前伐採の増 +4.5億円/年 ⇒レジリエンス強化を目的とした、自治体と連携による事前伐採にかかる費用を2023年度から計上。 <p>【②労務単価の増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費単価の増 +2.1億円/年 ⇒施工体制維持の観点から市況価格等の変動を踏まえて算定した結果労務単価が上昇した(+12.5億円)。費用低減策を最大限織込んだ結果、2022年度以降は参照期間に対して2.1億円/年の増加となった。 	<p>送電における増額費用として、②労務単価の増額については検証方針を踏まえ認めない。</p> <p>配電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断し、②労務単価の増額については検証方針を踏まえ認めない。</p>

3. 支障木伐採委託費 – 再検証結果 – 3 / 3

- 査定方針に基づき、個別に増加要因の検証を行った結果については以下のとおり。

(単位：百万円)

会社	提出額 (A)	査定額 (B)	増減 (C)=B-A	追加額 (D)	再検証額 (E)=C+D	個別の増加要因	検証結果
四国電力 送配電	12,021	11,030	▲991	991	0	<ul style="list-style-type: none"> ●送電 +1億円/年 【①伐採対象物量の増加】 ・山林の荒廃などによる伐採個所の増加 +1億円/年 ⇒<u>林業衰退に伴う山林の荒廃などによる伐採個所の増加</u>。時期的な必要性は電気設備技術基準に基づく離隔を確保するため。 ●配電 +1億円/年 【①伐採対象物量の増加】 ・山林の荒廃などによる伐採個所の増加 +1億円/年 ⇒<u>林業衰退に伴う山林の荒廃などによる伐採個所の増加</u>。時期的な必要性は電気設備技術基準に基づく離隔を確保するため。 	<p>送電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p> <p>配電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p>
九州電力 送配電	37,036	31,423	▲5,614	5,041	▲572	<ul style="list-style-type: none"> ●送電 +7.4億円/年 【①伐採対象物量の増加】 ・伐採時期に到達する設備数の増加 +7.4億円/年 ⇒<u>伐採時期に到達する設備数が増加</u>に伴う、伐採対象エリア数の増。 ●配電 +2.7億円/年 【①伐採対象物量の増加】 ・至近の安全対策費を織り込んだ増 +2.7億円/年 ⇒<u>労働安全衛生規則改正や重篤災害の再発防止策</u>として都度織込み 	<p>送電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p> <p>配電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p>
沖縄電力	2,674	2,537	▲137	137	0	<ul style="list-style-type: none"> ●送電 +0.12億円/年 【①伐採対象物量の増加】 ・巡視結果を踏まえた伐採回数見直しによる増 +0.12億円/年 ⇒<u>鉄塔やコンクリート柱の敷地異常（陥没、地滑り）の早期発見のため巡視結果を踏まえ、毎年度増減についての見直しを実施した結果</u>、一部の個所において回数を変更。 ●変電 +0.03億円/年 【①伐採対象物量の増加】 ・実態を踏まえた伐採回数見直しによる増 +0.03億円/年 ⇒変電所構内の支障木伐採作業について、業務効率化を目的に2014年度に5回/年→2回/年へ見直ししたが、<u>想定よりも雑草の成長が早く2018年度に3回/年へ見直し</u>。離島系統の配電塔の新設に伴う伐採箇所の増加。 ●配電 +0.27億円/年 【①伐採対象物量の増加】 ・レジリエンス強化を目的とした樹木伐採の増 +0.27億円/年 ⇒<u>レジリエンス強化に対する取り組みとして樹木伐採の計画を拡大</u>。 	<p>送電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p> <p>変電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p> <p>配電における増額費用として、①伐採対象物量の増加分については妥当と判断する。</p>

1. 修繕費
2. 支障木伐採委託費
3. 託送料

3. 託送料 ー事業報酬率の考え方ー

- 第22回、第23回料金制度専門会合において、託送料に含まれる電源開発NW向け託送料について議論。効率化係数の適用等については合意されたが、事業報酬率について検討を継続することとなった。
- 今般、事務局において事業報酬率の設定につき整理を実施。整理内容を御報告するとともに、その内容について御議論いただきたい。

3. 託送料 ー事業報酬率の考え方【検証結果】ー

- 電源開発NW向け託送料は、事業報酬率のみならず経費全体について、民間事業者同士の交渉で決まるものである。一般送配電事業者の事業報酬率は今回の検証において1.9%から1.5%へ21%削減されているところ、電源開発NWの契約においても、当事者間で効率化に向けた取り組みを続けることが望まれる。
- これを踏まえ、電源開発NWの全契約においても、同じ削減率（21%減）を適用し、現状の事業報酬率2.76%（その他費用の全契約の平均）を2.18%とすることとしてはどうか。

<事務局案 一般送配電事業者の事業報酬率の削減率（21%）を適用>

- 一般送配電事業者の事業報酬率 1.9%（検証前）→1.5%（検証後） = 21%減
- 電源開発NWの契約における事業報酬率 = 21%減
上記の案を適用すると、契約全体では 2.76%（検証前）→2.18%（検証後）

1. 託送料【論点1】 - 事業報酬率の考え方 -

- 現行の電源開発NWの事業報酬率は各契約の平均で2.76%（その他費用に含まれる契約）
- 第18回料金制度専門会合における検証において、一般送配電事業者の事業報酬率が、現行託送料金制度における算出方法を基本としつつ、最新の数値や分社化後の状況も踏まえた諸元に更新した結果、**1.9%から1.5%に見直されたことを踏まえると、電源開発NWの事業報酬率についても見直しが見られることが適当。**

自己資本報酬率

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}_{※1} \times (1-\beta) + \text{全産業の自己資本利益率}_{※2} \times \beta_{※3}$$

- ✓ ※1) 公社債利回り実績率について、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※2) 全産業の自己資本利益率について、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※3) 分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となりβ値が存在しない。β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いる。

レバニューキャップ制度における算出方法

他人資本報酬率

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}_{※1} + \text{一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値}_{※2}$$

- ✓ ※1) 公社債利回りについては、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※2) 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、分社化後の実績値を用いることも考えられるが、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率-公社債利回り実績率)の平均値を用いる。

	採録期間	β	リスクプレミアム	事業報酬率
一般送配電事業者における事業報酬率の設定	震災前5年	0.42	0.31%	1.5%

1. 託送料【論点1】 - 事業報酬率の考え方 -

- 一般送配電事業者の事業報酬率は今回の検証にて、1.5%と算定されたが（A）、送電事業者の事業構造の違いや送電事業者の事業リスクは東日本大震災前後も大きな変化がない点を考慮し、直近5年を採録期間として電源開発NW親会社の電源開発における事業リスク（ β 値）やリスクプレミアム値を踏まえて計算した事業報酬率は2.8%となる（B）。

※事業報酬率の見直しに併せて、法人税等についても直近の2020、21年度の実績に置き換える。

- 送電事業者における託送費用については、経済産業大臣への料金の届出により回収の確実性が一定程度は担保されていることを踏まえると、（A）と（B）の間に適切な事業報酬率の水準があると考えられる。ただし、この水準の精緻化を行うためには、相応の時間をかけて、電源開発NWと一般送配電事業者の事業構造や事業リスクの違いを検証する必要があることから、第1規制期間については、（A）と（B）の中間値である2.2%（C）が事業報酬率として妥当と考えられるのではないか。

事業報酬率の設定方法について		採録期間	β	リスク プレミアム	事業報酬率
(A)	一般送配電事業者における事業報酬率 (採録期間を震災前5年間と設定して算定)	震災前5年	0.42	0.31%	1.5%
(B)	電源開発における事業報酬率 (採録期間を直近5年と設定して算定)	直近5年	0.75	0.84%	2.8%
(C)	(A) と (B) の中間値				2.2%

1. 託送料【論点1】 – 新しい事業報酬率の適用範囲 –

- 電源開発NWにおける契約においては、フラット型の契約※1（基本的に事業報酬率3.0%、一部の新規契約は1.9%）と逓減型の契約※2（事業報酬率1.9%）があるが、当初の目的であるコスト効率化を果たす観点から、**既に2.2%以下の契約については、一定程度の効率化が図られているとみなし現状維持とし、2.2%を上回る契約については、電源開発NWと契約の見直し協議を行うことが適当。**

※1 運転開始時における当該設備の維持管理費、減価償却費、事業報酬等をもとに算定した原価総額を基本的に据え置く固定料金制。

※2 経年による当該設備の維持管理費、減価償却費、事業報酬等の逓減を踏まえて算定した逓減料金制 + 定期改定を実施。

事業報酬率の設定範囲について	
全ての契約に対して、新たな事業報酬率2.2%を設定	既に事業報酬率を1.9%と設定している契約を2.2%に見直すことによりコスト効率化が困難となるおそれ

事業報酬率の設定範囲について	
既存の契約のうち、事業報酬率が2.2%を上回る値で設定されている契約	2.2%に見直し
既存の契約のうち、事業報酬率が既に2.2%を下回る値で設定されている契約	現状を維持

【参考】送電事業者と一般送配電事業者の事業構造の比較

- 検証にあたり、送電事業者（電源開発NW）と一般送配電事業者の事業構造の差異について以下のとおり整理。

項目	送電事業者（電源開発NW）	一般送配電事業者	留意条項
設備構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 送電線はほぼ特高 ● 変電所は4カ所のみ ● 線的（1次元）な広がり ● 特殊な設備の存在感が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 送電線は特高～高圧～低圧の全てがあり、低圧の設備ボリュームが大 ● 変電所も特高から低圧まで多数あり、低圧の設備ボリュームが大 ● 面的（2次元）な広がり 	対象設備・費用の統一が必要
事業形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者への振替供給の専業 ● 設備の設置・使用期間・廃止は一般送配電事業者との協議を踏まえ決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続供給（インバランス供給）、配電、最終補償、系統計画、系統運用を担う ● 設備の設置・使用期間・廃止は自分自身で決定 	電源開発NWは、一送に収入を依頼し、事業の自律性が低い
事業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の主要設備近傍に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ● エリア内に分散配置 	需要等の考え方に考慮が必要
規制・制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 参入・退出許可制 ● 民民契約、届出料金 ● 一般送配電事業者との協議を踏まえ地点別に料金収受 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参入・退出許可制 ● 国による査定を経た認可料金 ● 約款により系統利用者から料金を収受 	電源開発NWの料金については特段のルールが無い

2. 託送料 ー事業報酬率の考え方ー

- 電源開発NW向け託送料は、事業報酬率のみならず経費全体について、民間事業者同士の交渉で決まるものである。一般送配電事業者の事業報酬率は今回の検証において1.5%と算定されているところ、電源開発NWの契約においても、当事者間で効率化に向けた取り組みを続けることが望まれる。
- 電源開発NWの契約のうち、フラット型契約においては、運転開始時の原価総額を据え置く固定料金制になっており、同契約において基本的には事業報酬率が3.0%と算定されているところ、そうした契約の経緯を勘案し、一般送配電事業者の事業報酬率の削減率（21%）を適用した事業報酬率（2.37%）を設定することとしてはどうか^{*}。
※ただし、既に2.37%を下回る事業報酬率が適用されている契約については据え置きとする。
- 電源開発NWの契約のうち、簿価逓減型契約については、経年による簿価の逓減を反映させる変動料金制になっており、同契約においては事業報酬率が1.9%と算定されており、上記の2.37%を下回っていることを考慮し、据え置きとしてはどうか。

<事務局案 一般送配電事業者の事業報酬率の削減率（21%）を適用>

一般送配電事業者の事業報酬率 1.9%（検証前） → 1.5%（検証後） = 21%減

フラット型契約の事業報酬率 3.0%（検証前） → **2.37%**（検証後） = 21%減

簿価逓減型契約の事業報酬率 1.9%（検証前） → 1.9%（検証後） = 据え置き

【参考】上記の案を適用すると、契約全体では 2.76%（検証前） → 2.27%（検証後）